

令和 5 年度

関東農政局管内国営事業総合技術支援業務

特別仕様書

関東農政局 土地改良技術事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、関東農政局管内の国営事業地区が抱えている設計・施工等の課題に対し、学識経験者及び外部技術者の視点や技術力等を活用しながら、即応的、機動的に課題の解決を図り、事業の適切かつ円滑な推進に寄与するとともに、農政局技術者の一層の技術力向上に資することを目的とする。

(場 所)

第1-3条

本業務の対象地区は、国営土地改良事業地区調査 鬼怒川中部地区、国営かんがい排水事業荒川中部地区であり、別添図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。
(1) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、次のいずれかの資格を有する者、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年、短大・高専卒23年、高校卒28年以上相当の能力と経験を有する者)とする。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村 工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学・工学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
農業土木技術管理士	－	－

(担当技術者)

第1-6条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-7条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務設計の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-8条

受注者は、共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計

画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(貸与資料)

第2-1条

貸与資料は、次のとおりである。

- (1) 平成31年度 地域整備方向検討調査 鬼怒川中部地区耐震設計業務
- (2) 令和2年度 地域整備方向検討調査 鬼怒川中部地域整備構想概定等業務
- (3) 平成31年度 荒川中部農業水利事業 原宿・武蔵野用水路実施設計業務報告書
- (4) 令和3年度 荒川中部農業水利事業花園揚水機場改修工事積算参考資料作成その他業務報告書
- (5) 令和元年度 関東農政局管内国営事業総合技術支援業務報告書
- (6) 令和4年度 関東農政局管内国営事業外部技術者活用業務報告書

(貸与資料の取扱い)

第2-2条

第2-1条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか業完了時に一括返納しなければならない。
- (3) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

第3章 作業内容

(作業項目、作業内容及び数量)

第3-1条

本業務における作業内容は次に示すとおりである。なお、作業内容項目の詳細、予定時期及び数量については、別紙「作業項目内訳表」に示す。

1. 学識経験者及び外部技術者にて構成される第三者委員会による検討（鬼怒川中部地区）
 - (1) 現地調査
業務遂行に必要な現地調査を行う。
 - (2) 施設計画の検討に係る課題と留意点の整理
対象となる施設計画に関し、現場条件等を考慮した施工計画、仮設計画に係る課題と留意点を整理する。
 - (3) 第1回（現地調査）委員会の設置・運営・とりまとめ
学識経験者1名と外部技術者2名から構成される検討委員及び局・事業所による第1回（現地調査）委員会の準備・開催・運営を行う。
 - (4) 第2回委員会の設置・運営・とりまとめ
第1回（現地調査）委員会検討結果について、総合的な検討・評価を行うため、検討委員及び局・事業所による第2回委員会（さいたま市内）の準備・開催・運営（半日／回程度）を行う。
2. 関東農政局管内国営地区における外部技術者活用による技術支援（荒川中部地区武蔵野用水路）
 - (1) 外部技術者の選定
対象となる工事に知見を有する外部技術者を対象施設毎に2名選定する。
 - (2) 設計業務打合せにおける指導・助言・検討結果の整理
現地調査及び事業所発注業務の打合せに出席し、設計業務受注者から提案された施工計画及び仮設計画（案）に対して指導・助言を行うとともに検討結果の整理を行う。
3. 点検・とりまとめ
各作業における成果物について点検・とりまとめを行い、業務報告書を作成する。

(作業の留意点)
第3-2条

本業務における作業は次の事項に留意するものとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-1条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調を図らなければならない。

番号	業 務 名	業務期間
1	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 鬼怒川中部事業計画書(案)その他作成業務	R5.4～R6.3 (予定)
2	令和4年度 荒川中部農業水利事業 武蔵野用水路他設計検討業務	R5.3～R5.12

第4章 業務管理
(業務管理)
第4-1条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。
- (3) 受注者は、受注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ
(打合せ)
第5-1条

共通仕様書第1-10条の打合せについては、Web 会議形式にて開催し主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手前の段階
第2回	第1回(現地調査)委員会前
第3回	第2回委員会前
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第6章 成果物
(成果物)
第6-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 報告書の電子媒体(CD-R等) 正副2部
この他、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R等)により別途1部提出するものとする。
- (2) 成果品の出力 下記のとおり。
なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
 - 1) 別紙「作業項目内訳表」 1. 学識経験者及び外部技術者にて構成される第三者委員会による検討(鬼怒川南部地区)に係る内容
8部(簡易製本)
 - 2) 別紙「作業項目内訳表」 2. 関東農政局管内国営地区における外部技術者活用による技術支援に係る内容
2部(市販チューブファイル)

(成果物の提出先)

第6－2条

報告書の提出先は、次のとおりとする。

埼玉県川口市南町2－5－3

関東農政局土地改良技術事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3－1条に示す「作業項目、作業内容及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第5－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第6－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量
1. 学識経験者及び外部技術者にて構成される第三者委員会による検討（鬼怒川中部地区）	佐貫頭首工における、施設の重要度、施設の耐震性、耐震対策工法、施工計画、仮設計画に関する検討を行う。	
（１）現地調査	業務遂行に必要な現地調査を行う。	1 式
（２）施設計画の検討に係る課題と留意点の整理	佐貫頭首工の改修に関し、以下のことを考慮して施設計画に係る課題と留意点を整理する。 ・佐貫頭首工は、重要度区分 AA に位置付けられているが、過去の耐震照査の結果、大規模地震（レベル 2 地震動）に対する安全性が確保されていないことが明らかになっており、取水工及び管理棟についても、整備（耐震化対策）の可能性も含め最適な施設整備計画を検討する必要がある。	1 式
（３）第 1 回（現地調査）委員会の設置・運営・とりまとめ	①学識経験者 1 名と外部技術者 2 名から構成される検討委員及び局・事業所による第 1 回（現地調査）委員会の準備・開催・運営を行う。 ②第 1 回（現地調査）委員会の学識経験者、外部技術者は受注者が提案する候補者を基に発注者と協議の上決定する。 ③第 1 回（現地調査）委員会は、1 日／回の開催を計画する。 ④議事内容及び日程について、発注者及び関係事業所等と調整の上、必要に応じ、会場確保等を行う。 ⑤第 1 回（現地調査）委員会資料の準備、議事録作成、検討結果の整理を行う。	1 式
（４）第 2 回委員会の設置・運営・とりまとめ	①第 1 回（現地調査）委員会検討結果について、総合的な検討・評価を行うため、検討委員及び局・事業所による第 2 回委員会（さいたま市内）の準備・開催・運営（半日／回程度）を行う。 ②議事内容及び日程について、発注者及び関係事業所等と調整の上、必要に応じ、会場確保等を行う。 ③第 1 回（現地調査）委員会における課題や検討内容についてとりまとめ、第 2 回委員会資料を作成する。 ④第 2 回委員会検討結果について、議事要旨及び議事録の作成、検討結果の整理を行う。	1 式
2. 関東農政局管内国営地区における外部技術者活用による技術支援（荒川中部地区 武蔵野用水路）	現地調査及び事業所打合せに参加し技術的な助言・指導を行うとともに検討結果を整理する。	
（１）外部技術者の選定	地区の検討内容を把握した上で、対象となる工事に知見を有する外部技術者を対象施設毎に 2 名選定する。 なお、外部技術者は受注者が提案する候補者を基に発注者と協議の上決定する。	1 式
（２）設計業務打合せにおける指導・助言・検討結果の整理	外部技術者（2 名／対象施設）は、現地調査及び事業所発注業務の打合せに出席し、設計業務受注者から提案された施工計画及び仮設計画（案）に対して指導・助言を行うとともに検討結果を整理する。 交通量の多い県道下を横断するφ600 の推進工及び歩道下に埋設するφ400 の管水路工について下記の点を考慮して、推進工法の選定、施工計画、仮設計画について助言・指導を行う。 ・民家が隣接し、上下水道管等が多く埋設されている狭小な市道下を、推進するため立坑や施工ヤード、工法等に制限がある。	1 式

	・礫径が大きく、礫含有率が高い洪積砂礫層を約 100m 確実に推進する必要がある。 ・φ250 既設石綿管があるため、その撤去、充填等も必要となる。	
3. 点検・とりまとめ	各作業における成果物について点検・とりまとめを行い、業務報告書を作成する。	1 式